

事件番号 平成30年(行ウ)第8号
事件名 行政文書一時不開示処分取消請求事件
原告 佐藤博文
被告 国(処分行政庁 防衛大臣)

第2準備書面(求釈明)

2018年11月1日

札幌地方裁判所 民事第1部合議係 御中

原告訴訟代理人
弁護士 池田 賢



1. 防衛省が開示した文書について

防衛省は、平成30年4月26日、人事教育局(服務管理官付・給与課・人材育成課)作成の「4月6日付資料要求に係る資料の提出について」と題する鏡文書及び資料(甲11)を、照屋寛徳衆議院議員に交付した。

同文書によれば、平成27、28年度の自衛隊の自殺者数について、陸・海・空・事務官等の区別、月別、年齢別、階級別、原因別などの項目と各集計人数を明らかにしている(2~9頁)。

ところが、「教育訓練に係る死亡事故」については(10頁目)、「平成29年2月12日 掃海艇「やくしま」の海士長が訓練中に落水、行方不明となり死亡」等と事故発生年月日と概要が具体的に書いてあり、特定個人の識別が極めて容易である。

2. 同文書に係る求釈明

そこで、原告は、前記資料に関連して次の釈明を求める。

- (1) 自殺者と訓練死者とでは、不開示事由である「特定個人識別」に対する判断基準が違うのか。
- (2) 違うとするならば、その理由とそれぞれの判断基準を明らかにされたい。

以上